

動物用医薬品販売従事登録消除申請書

年 月 日

秋田県知事

住所

氏名

動物用医薬品販売従事登録の消除を下記により申請します。

記

1 登録販売者の氏名

2 登録番号及び登録年月日

登録番号 :

登録年月日 :

3 消除年月日 年 月 日

4 消除の理由

5 参考事項

<申請上の留意点>

動物用医薬品販売従事登録の消除手続きについて

登録販売者が指定医薬品以外の医薬品の販売等に従事しようとしなくなった場合又は死亡し、若しくは失踪の宣告を受けた場合、30日以内に、登録販売者又はその死亡等の届出義務者が販売従事登録の消除を申請しなければなりません。

併せて、対象となる者の販売従事登録証を、返納してください。

I 消除手続きについて

1 動物用医薬品販売従事登録消除申請書

登録証が不明で、登録年月日等がわからない時は、家畜保健衛生所へご連絡ください。

2 動物用医薬品販売従事登録証（返納）

II その他

1 申請書を正式に提出する前に、申請書（案）をFAXやメール等によりご送付頂ければ、内容の事前確認と記載事項の修正すべき点について、ご連絡をいたします。

2 お問い合わせ・申請書類提出先

秋田県北部家畜保健衛生所 hokubukaho@pref.akita.lg.jp

〒018-3454 北秋田市脇神字高村岱92

TEL 0186-62-2715 Fax 0186-62-0146

秋田県中央家畜保健衛生所 Chuokaho@pref.akita.lg.jp

〒011-0904 秋田市寺内蛭根1丁目15-5

TEL 018-864-0401 Fax 018-862-7132

秋田県南部家畜保健衛生所 nan-kaho@pref.akita.lg.jp

〒014-0011 大仙市富士見町6-55

TEL 0187-62-5354 Fax 0187-66-1849

ご不明な点については、住所地を所管する家畜保健衛生所の担当者へ、気兼ねなくご相談ください。